

厚生食監発 0313 第 6 号
令和 7 年 3 月 13 日

内閣府食品安全委員会事務局評価第二課長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

食品健康影響評価に係る補足資料の提出について

令和 6 年 12 月 25 日付け府食第 793 号の別添により依頼のあった食品健康影響評価に係る補足資料について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 脊柱が特定危険部位として規制される前の状況について
平成 15 年に提供したデータより詳細な情報は所有していない。
2. 脊柱規制以降の状況について
別紙 1～5 のとおり。
3. 現在の牛脊柱の利用状況について
 - (1) 別紙 1～5 のとおり。
 - (2)
 - ①別紙 1～5 のとおり。
 - ②別紙 1～5 のとおり。
 - (3) 別紙 1～5 のとおり。

別紙1

令和7年1月末現在

番号	質問	御回答（団体名：日本ゼラチン・コラーゲン工業組合）
(1)	貴団体の会員数	13社、1団体
(2)	貴団体の概要 （構成業界等）	ゼラチン、コラーゲンペプチド、コラーゲンケーシング、にかわ製造業の会員で構成されており、製造業に関する情報収集・提供、調査・研究、指導・教育等の事業を行う
(3)	平成16年2月以前の牛脊柱の利用実態はありますか。	あり・なし
(4)	(3)が「あり」の場合、 ・利用用途 ・年間使用量（Kg/年）※ ・流通経路（入荷元、出荷先）	○利用用途：ゼラチン加工用原料 ○年間使用量：約24,000~27,000MT/年（脊柱のみの重量不明のため、食用以外のゼラチン加工用原料を含む全重量:平成13年~平成15年） ○流通経路：国外の食肉処理または牛骨加工処理業者より牛の骨（全月齢の牛脊柱を含む）を輸入し、食用ゼラチンとして加工した製品を各用途の製造業者、飲食店、小売店等に販売していた。
(5)	平成16年2月から平成25年2月の間に、牛の脊柱の利用実態はありますか。	あり・なし
(6)	(5)が「あり」の場合、 ・利用用途 ・年間使用量（Kg/年）※ ・流通経路（入荷元、出荷先）	
(7)	平成25年2月から現在の間、30ヶ月齢以下 ^{以下} の牛脊柱の利用実態はありますか。	あり・なし
(8)	(7)が「あり」の場合、 ・利用用途 ・年間使用量（Kg/年）※ ・流通経路（入荷元、出荷先）	○利用用途：ゼラチン加工用原料 ○年間使用量：約17,000~20,000MT/年（脊柱のみの重量不明のため、食用以外のゼラチン加工用原料を含む全重量） ○流通経路：平成25年2月以降、食肉処理または牛骨処理業者より牛の骨（30ヶ月齢未満の牛脊柱を含む牛の骨）を輸入し、食用ゼラチンとして加工したものを国内外の各用途の製造業者、飲食店、小売店等に販売している。
(9)	平成25年2月から現在の間、30ヶ月齢超え ^{超え} の牛脊柱の利用実態はありますか。	あり・なし
(10)	(9)が「あり」の場合、 ・利用用途 ・年間使用量（Kg/年）※ ・流通経路（入荷元、出荷先）	
(11)	30ヶ月齢超えの牛脊柱の利用に関してご要望があれば、ご自由に記載ください。	当組合からは令和6年12月にWOAHのBSE規制からゼラチン・コラーゲンの項目が削除されたこと、および世界各地のBSE規制緩和の動向を報告させていただいております。国内ゼラチンメーカーが使用するゼラチン加工原料は輸入に依存しているため、牛骨の輸出入の規制緩和も併せて検討をお願いいたします。さらに、牛脊柱の月齢に関するSRMの定義見直しにとどまらず、加工後のゼラチンおよび工程起源の副産物使用用途における規制緩和についても速やかな対応を希望いたします。
(12)	「牛肉及びその副産物の流通フローチャート」について、平成15年の調査当時から変化があるか	あり・なし
(13)	変化がある場合、 ・新たな流通先 ・流通を開始した年度	

※いずれも工業用、医療用を使用する牛脊柱を除く。

番号	質問	御回答（団体名：（一社）日本畜産副産物協会）
(1)	貴団体の会員数	193会員（うちレンダリング事業の会員数87）
(2)	貴団体の概要 （構成業界等）	畜産副産物（レンダリング業、原皮業、畜産副生物業）業の会員で構成されており、畜産副産物流通の近代化、生産の合理化及び消費の拡大等の事業を行う。
(3)	平成16年2月以前の牛脊柱の利用実態はありますか。	あり・な七
(4)	(3) が「あり」の場合、 ・利用用途 ・年間使用量（Kg/年）※ ・流通経路（入荷元、出荷先）	○利用用途（BSE発生前）：レンダリング原料として肉骨粉及び飼料用油脂の製造に使用 ○利用用途（BSE発生後）：牛のと畜場残さ等を原料とする肉骨粉は、肉骨粉適正処分対策事業により全て焼却。 ○年間使用量（BSE発生前）： ・脊柱の重量についてのデータはありませんが、平成16年度肉骨粉適正処分対策事業（豚由来肉骨粉利用再前）による肉骨粉製造数量は、192,673MTであり、化製率を30%とした場合、BSE発生前の牛脊柱を含む豚及び牛のと畜場残さ等の原料の総計は642,243MTと推計。 ○流通経路（BSE発生前）： ・入荷先：と畜場、食肉加工施設等 ・出荷先：肉骨粉は、飼料原料として配合飼料メーカーに販売又は普通肥料の登録を受け肥料として販売。飼料用油脂は、飼料原料として配合飼料メーカーに販売。
(5)	平成16年2月から平成25年2月の間に、牛の脊柱の利用実態はありますか。	あサ・なし ・特定部位及び死亡牛を原料に含まない健康牛ラインと特定部位及び死亡牛を原料とする死亡牛ラインとのライン分離を推進し、死亡牛ラインで製造される肉骨粉は全て焼却、油脂は、自家燃料として使用。 ・なお、健康牛ライン由来の油脂（不溶性不純物の含有量が0.15%以下）は牛の特定部位及び牛の脊柱が含まれておらず、農林水産大臣の確認を受けた工程で製造されたもののみ、飼料用油脂として配合飼料メーカーに販売。
(6)	(5) が「あり」の場合、 ・利用用途 ・年間使用量（Kg/年）※ ・流通経路（入荷元、出荷先）	
(7)	平成25年2月から現在の間、30ヶ月齢 <u>以下</u> の牛脊柱の利用実態はありますか。	あり・な七
(8)	(7) が「あり」の場合、 ・利用用途 ・年間使用量（Kg/年）※ ・流通経路（入荷元、出荷先）	○利用用途：健康牛ラインにおいて肉骨粉及び動物性飼料用油脂の製造に使用 ○年間使用：脊柱の重量についてのデータはありません。 （と畜場及びカット工場において、30ヶ月齢以下の牛脊柱を適切に分別管理されたものに限りに、健康牛ラインの原料として受入可能であるが、30ヶ月齢以下の牛脊柱を分別管理しているのは、と畜場とカット工場が一体となった特定のパッカーに限られ、大部分の牛脊柱は、分別管理されることなく、死亡牛ラインに搬送されている。） ○流通経路： ・入荷先：と畜場、食肉加工施設等 ・出荷先：肉骨粉は、平成26年以降、摂取防止材を混合した上で肥料として利用。また、令和6年12月以降、鶏・豚用の飼料原料として配合飼料メーカーに販売。飼料用油脂は飼料原料として配合飼料メーカーに販売。

(9)	平成25年2月から現在の間、30ヶ月齢 超え の牛脊柱の利用実態はありますか。	<p style="text-align: center;">あり・なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定部位及び死亡牛を処理する死亡牛ラインで製造される肉骨粉は全て焼却。 ・ また、当該ラインで製造される油脂は、自家燃料として使用。
(10)	(9)が「あり」の場合、 ・ 利用用途 ・ 年間使用量 (Kg/年) ※ ・ 流通経路 (入荷元、出荷先)	
(11)	30ヶ月齢超えの牛脊柱の利用に関してご要望があれば、ご自由に記載ください。	(独)家畜改良センター「令和5年度牛個体識別全国データベース」によれば、品種ごとの30ヶ月齢以下の割合は、乳用種雄で99%、交雑種で95%であるが、黒毛和種雄では88%、黒毛和種雌では54%となっており、30ヶ月齢超えの牛脊柱が利用可能となれば、と畜場や食肉加工場での分別管理が不要となり、健康牛ラインの原料として肉骨粉及び飼料用油脂の製造が可能となる。
(12)	「牛肉及びその副産物の流通フローチャート」について、平成15年の調査当時から変化があるか	<p style="text-align: center;">あり・なし</p>
(13)	変化がある場合、 ・ 新たな流通先 ・ 流通を開始した年度	<p>○化製場から出る飼料用油脂について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 化製場から出る飼料用油脂はと畜場や食肉処理場の残渣 (内臓・骨・脂身) を原料としており、主に骨由来とは言えない。 <p>○食用油脂製造業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食用油脂製造業について、と畜場から出る副産物は主に内臓であるが、食肉処理場から出る副産物は主に牛の脂身であり、主に内臓由来とは言えない。 <p>○化製場から出る肉骨粉について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年以降、健康牛由来肉骨粉 (原料に特定部位及び死亡牛を含まないものに限る) が接取防止剤を混合した上で肥料として利用可能となっている。 ・ また、令和6年12月以降、健康牛由来肉骨粉 (原料に特定部位及び死亡牛を含まないものに限る) が鶏・豚・養魚用の飼料原料として利用が再開されている。 <p>○化製場から出る油脂について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下図のとおり。 <pre> graph TD A[化製場] --> B[肉骨粉] A --> C[油脂] B --> D[配合飼料工場 (鶏・豚・養魚)] B --> E[肥料用 (接取防止剤)] C --> F[配合飼料工場 (鶏・豚・養魚)] C --> G[工業用 (燃料)] </pre>

※いずれも工業用、医療用に使用する牛脊柱を除く。

別紙 3

令和7年1月末現在

番号	質問	御回答（団体名：（一社）日本食肉加工協会）
(1)	貴団体の会員数	125社（うち本調査対象：18社）
(2)	貴団体の概要 （構成業界等）	食肉及び食肉製品等の安全性の確保、品質の向上、消費拡大、食肉加工業の経営改善等に関する調査、研究並びに指導を行う。
(3)	平成16年2月以前の牛脊柱の利用実態はありますか。	あり・なし
(4)	(3)が「あり」の場合、 ・利用用途 ・年間使用量（Kg/年）※ ・流通経路（入荷元、出荷先）	
(5)	平成16年2月から平成25年2月の間に、牛の脊柱の利用実態はありますか。	あり・なし
(6)	(5)が「あり」の場合、 ・利用用途 ・年間使用量（Kg/年）※ ・流通経路（入荷元、出荷先）	
(7)	平成25年2月から現在の間、30ヶ月齢 <u>以下</u> の牛脊柱の利用実態はありますか。	あり・なし
(8)	(7)が「あり」の場合、 ・利用用途 ・年間使用量（Kg/年）※ ・流通経路（入荷元、出荷先）	
(9)	平成25年2月から現在の間、30ヶ月齢 <u>超え</u> の牛脊柱の利用実態はありますか。	あり・なし
(10)	(9)が「あり」の場合、 ・利用用途 ・年間使用量（Kg/年）※ ・流通経路（入荷元、出荷先）	
(11)	30ヶ月齢超えの牛脊柱の利用に関してご要望があれば、ご自由に記載ください。	
(12)	「牛肉及びその副産物の流通フローチャート」について、平成15年の調査当時から変化があるか	あり・なし
(13)	変化がある場合、 ・新たな流通先 ・流通を開始した年度	

※いずれも工業用、医療用に使用する牛脊柱を除く。

別紙4

令和7年1月末現在

番号	質問	御回答（団体名：全国食肉センター協議会）
(1)	貴団体の会員数	62会員（うち食肉センターは30会員）
(2)	貴団体の概要 （構成業界等）	食肉センター、JA関係、処理技術委員（と畜・カット施設のメーカー）の会員で構成されており、JA系統食肉センター全体運営のための協議を行う団体
(3)	平成16年2月以前の牛脊柱の利用実態はありますか。	あり・なし
(4)	(3)が「あり」の場合、 ・利用用途 ・年間使用量（Kg/年）※ ・流通経路（入荷元、出荷先）	
(5)	平成16年2月から平成25年2月の間に、牛の脊柱の利用実態はありますか。	あり・なし
(6)	(5)が「あり」の場合、 ・利用用途 ・年間使用量（Kg/年）※ ・流通経路（入荷元、出荷先）	
(7)	平成25年2月から現在の間、30ヶ月齢 <u>以下</u> の牛脊柱の利用実態はありますか。	あり・なし
(8)	(7)が「あり」の場合、 ・利用用途 ・年間使用量（Kg/年）※ ・流通経路（入荷元、出荷先）	○利用用途：骨付きステーキ原料の製造 ○年間使用量： ・会員食肉センターで製造、JA系統経由で外食産業を中心に販売（乳牛がほとんどなので21ヶ月齢未満）・年間の製造量は部分肉で0.06～0.08MT程度（うち脊柱重量は0.01～0.03MTと推定）令和2年度～令和5年度で実績あるが直近令和6年度は実績なし ○流通経路：現状では製造実績はすべて北海道内のみとなっている
(9)	平成25年2月から現在の間、30ヶ月齢 <u>超え</u> の牛脊柱の利用実態はありますか。	あり・なし
(10)	(9)が「あり」の場合、 ・利用用途 ・年間使用量（Kg/年）※ ・流通経路（入荷元、出荷先）	
(11)	30ヶ月齢超えの牛脊柱の利用に関してご要望があれば、ご自由に記載ください。	食肉センターとしては、現状では30ヶ月齢超えの牛肉は一部和牛と経産牛に限られるため、骨付き部分肉の需要はほぼ無いと思われる
(12)	「牛肉及びその副産物の流通フローチャート」について、平成15年の調査当時から変化があるか	あり・なし
(13)	変化がある場合、 ・新たな流通先 ・流通を開始した年度	

※いずれも工業用、医療用に使用する牛脊柱を除く。

別紙5

令和7年1月末現在

番号	質問	御回答（団体名：全国食肉事業協同組合連合会）
(1)	貴団体の会員数	45会員（道府県支部）
(2)	貴団体の概要 （構成業界等）	食肉小売業の会員で構成されている事業協同組合連合会であり、会員に対する協同事業を行う
(3)	平成16年2月以前の牛脊柱の利用実態はありますか。	あり・なし
(4)	(3)が「あり」の場合、 ・利用用途 ・年間使用量（Kg/年）※ ・流通経路（入荷元、出荷先）	
(5)	平成16年2月から平成25年2月の間に、牛の脊柱の利用実態はありますか。	あり・なし
(6)	(5)が「あり」の場合、 ・利用用途 ・年間使用量（Kg/年）※ ・流通経路（入荷元、出荷先）	
(7)	平成25年2月から現在の間、30ヶ月齢 <u>以下</u> の牛脊柱の利用実態はありますか。	あり・なし
(8)	(7)が「あり」の場合、 ・利用用途 ・年間使用量（Kg/年）※ ・流通経路（入荷元、出荷先）	
(9)	平成25年2月から現在の間、30ヶ月齢 <u>超え</u> の牛脊柱の利用実態はありますか。	あり・なし
(10)	(9)が「あり」の場合、 ・利用用途 ・年間使用量（Kg/年）※ ・流通経路（入荷元、出荷先）	
(11)	30ヶ月齢超えの牛脊柱の利用に関してご要望があれば、ご自由に記載ください。	
(12)	「牛肉及びその副産物の流通フローチャート」について、平成15年の調査当時から変化があるか	あり・なし
(13)	変化がある場合、 ・新たな流通先 ・流通を開始した年度	

※いずれも工業用、医療用に使用する牛脊柱を除く。

厚生食監発 0114 第 2 号
令和 7 年 1 月 14 日

日本ゼラチン・コラーゲン工業組合
理事長 佐野 武彦 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

牛脊柱の喫食（ばく露）状況に関する実態等について

平素より食品安全行政の推進に御理解、御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、我が国における牛脊柱については、平成 16 年 2 月に全月齢について食品への使用が禁止され、平成 25 年 2 月には食用の加工に係る安全性が確保されていると認められる国又は地域において飼養された月齢が 30 ヶ月齢以下の牛脊柱に限り食品への使用が可能となり、以降、30 ヶ月齢超の牛脊柱が食品へ使用されることがないように、食肉処理場等において、区分管理をはじめ適切に除去する旨の依頼等してきているところです。

今般、食品安全委員会プリオン専門調査会（第 132 回）における調査審議の結果、別紙のとおり我が国における牛脊柱の喫食状況に関する実態について、詳細な情報の提供を求められたところです。

つきましては、貴組合において把握されている牛脊柱の流通実態、食品などへの使用実態、出荷先の情報、使用量、廃棄方法及び牛脊柱の利用に係る御意見等について、別添の記入用様式に御記載の上、書面により 2 月 14 日（金）までに御回答いただけますよう、お願いします。

なお、御提出いただいた文書については、今後、食品安全委員会プリオン専門調査会における調査審議及び評価書作成の資料として活用・公表される予定であることを申し添えます。

厚生食監発 0114 第 2 号
令和 7 年 1 月 14 日

一般社団法人 日本畜産副産物協会会長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

牛脊柱の喫食（ばく露）状況に関する実態等について

平素より食品安全行政の推進に御理解、御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、我が国における牛脊柱については、平成 16 年 2 月に全月齢について食品への使用が禁止され、平成 25 年 2 月には食用の加工に係る安全性が確保されていると認められる国又は地域において飼養された月齢が 30 ヶ月齢以下の牛脊柱に限り食品への使用が可能となり、以降、30 ヶ月齢超の牛脊柱が食品へ使用されることがないように、食肉処理場等において、区分管理をはじめ適切に除去する旨の依頼等してきているところです。

今般、食品安全委員会プリオン専門調査会（第 132 回）における調査審議の結果、別紙のとおり我が国における牛脊柱の喫食状況に関する実態について、詳細な情報の提供を求められたところです。

つきましては、貴協会において把握されている牛脊柱の流通実態、食品などへの使用実態、出荷先の情報、使用量、廃棄方法及び牛脊柱の利用に係る御意見等について、別添の記入用様式に御記載の上、書面により 2 月 14 日（金）までに御回答いただけますよう、お願いします。

なお、御提出いただいた文書については、今後、食品安全委員会プリオン専門調査会における調査審議及び評価書作成の資料として活用・公表される予定であることを申し添えます。

厚生食監発 0114 第 2 号
令和 7 年 1 月 14 日

一般社団法人 日本食肉加工協会理事長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

牛脊柱の喫食（ばく露）状況に関する実態等について

平素より食品安全行政の推進に御理解、御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、我が国における牛脊柱については、平成 16 年 2 月に全月齢について食品への使用が禁止され、平成 25 年 2 月には食用の加工に係る安全性が確保されていると認められる国又は地域において飼養された月齢が 30 ヶ月齢以下の牛脊柱に限り食品への使用が可能となり、以降、30 ヶ月齢超の牛脊柱が食品へ使用されることがないように、食肉処理場等において、区分管理をはじめ適切に除去する旨の依頼等してきているところです。

今般、食品安全委員会プリオン専門調査会（第 132 回）における調査審議の結果、別紙のとおり我が国における牛脊柱の喫食状況に関する実態について、詳細な情報の提供を求められたところです。

つきましては、貴協会において把握されている牛脊柱の流通実態、食品などへの使用実態、出荷先の情報、使用量、廃棄方法及び牛脊柱の利用に係る御意見等について、別添の記入用様式に御記載の上、書面により 2 月 14 日（金）までに御回答いただけますよう、お願いします。

なお、御提出いただいた文書については、今後、食品安全委員会プリオン専門調査会における調査審議及び評価書作成の資料として活用・公表される予定であることを申し添えます。

厚生食監発 0114 第 2 号
令和 7 年 1 月 14 日

全国食肉センター協議会
事務局長 堀池 実 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

牛脊柱の喫食（ばく露）状況に関する実態等について

平素より食品安全行政の推進に御理解、御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、我が国における牛脊柱については、平成 16 年 2 月に全月齢について食品への使用が禁止され、平成 25 年 2 月には食用の加工に係る安全性が確保されていると認められる国又は地域において飼養された月齢が 30 ヶ月齢以下の牛脊柱に限り食品への使用が可能となり、以降、30 ヶ月齢超の牛脊柱が食品へ使用されることがないように、食肉処理場等において、区分管理をはじめ適切に除去する旨の依頼等してきているところです。

今般、食品安全委員会プリオン専門調査会（第 132 回）における調査審議の結果、別紙のとおり我が国における牛脊柱の喫食状況に関する実態について、詳細な情報の提供を求められたところです。

つきましては、貴協議会において把握されている牛脊柱の流通実態、食品などへの使用実態、出荷先の情報、使用量、廃棄方法及び牛脊柱の利用に係る御意見等について、別添の記入用様式に御記載の上、書面により 2 月 14 日（金）までに御回答いただけますよう、お願いします。

なお、御提出いただいた文書については、今後、食品安全委員会プリオン専門調査会における調査審議及び評価書作成の資料として活用・公表される予定であることを申し添えます。

厚生食監発 0114 第 2 号
令和 7 年 1 月 14 日

全国食肉事業協同組合連合会会長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

牛脊柱の喫食（ばく露）状況に関する実態等について

平素より食品安全行政の推進に御理解、御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、我が国における牛脊柱については、平成 16 年 2 月に全月齢について食品への使用が禁止され、平成 25 年 2 月には食用の加工に係る安全性が確保されていると認められる国又は地域において飼養された月齢が 30 ヶ月齢以下の牛脊柱に限り食品への使用が可能となり、以降、30 ヶ月齢超の牛脊柱が食品へ使用されることがないように、食肉処理場等において、区分管理をはじめ適切に除去する旨の依頼等してきているところです。

今般、食品安全委員会プリオン専門調査会（第 132 回）における調査審議の結果、別紙のとおり我が国における牛脊柱の喫食状況に関する実態について、詳細な情報の提供を求められたところです。

つきましては、貴連合会において把握されている牛脊柱の流通実態、食品などへの使用実態、出荷先の情報、使用量、廃棄方法及び牛脊柱の利用に係る御意見等について、別添の記入用様式に御記載の上、書面により 2 月 14 日（金）までに御回答いただけますよう、お願いします。

なお、御提出いただいた文書については、今後、食品安全委員会プリオン専門調査会における調査審議及び評価書作成の資料として活用・公表される予定であることを申し添えます。

健生食監発 0226 第 1 号
令和 7 年 2 月 26 日

日本ゼラチン・コラーゲン工業組合
理事長 佐野 武彦 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

牛脊柱の喫食（ばく露）状況に関する実態等について（追加照会）

平素より食品安全行政の推進に御理解、御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、標題の件につきましては、令和 7 年 1 月 14 日付健生食監発 0114 第 2 号に基づき、貴組合より御回答いただいたところです。

内容を確認したところ、一部追加で確認したい事項がありましたので、改めて別添について 3 月 7 日（金）までに御回答いただけますよう、お願いします。

なお、御提出いただいた文書については、今後、食品安全委員会プリオン専門調査会における調査審議及び評価書作成の資料として活用・公表される予定であることを申し添えます。

厚生食監発 0226 第 1 号
令和 7 年 2 月 26 日

一般社団法人 日本畜産副産物協会会長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

牛脊柱の喫食(ばく露)状況に関する実態等について(追加照会)

平素より食品安全行政の推進に御理解、御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、標題の件につきましては、令和 7 年 1 月 14 日付厚生食監発 0114 第 2 号に基づき、貴協会より御回答いただいたところです。

内容を確認したところ、一部追加で確認したい事項がありましたので、改めて別添について 3 月 7 日(金)までに御回答いただけますよう、お願いします。

なお、御提出いただいた文書については、今後、食品安全委員会プリオン専門調査会における調査審議及び評価書作成の資料として活用・公表される予定であることを申し添えます。

厚生食監発 0226 第 1 号
令和 7 年 2 月 26 日

一般社団法人 日本食肉加工協会理事長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

牛脊柱の喫食(ばく露)状況に関する実態等について(追加照会)

平素より食品安全行政の推進に御理解、御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、標題の件につきましては、令和 7 年 1 月 14 日付厚生食監発 0114 第 2 号に基づき、貴協会より御回答いただいたところです。

内容を確認したところ、一部追加で確認したい事項がありましたので、改めて別添について 3 月 7 日(金)までに御回答いただけますよう、お願いします。

なお、御提出いただいた文書については、今後、食品安全委員会プリオン専門調査会における調査審議及び評価書作成の資料として活用・公表される予定であることを申し添えます。

厚生食監発 0226 第 1 号
令和 7 年 2 月 26 日

全国食肉センター協議会
事務局長 堀池 実 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

牛脊柱の喫食（ばく露）状況に関する実態等について（追加照会）

平素より食品安全行政の推進に御理解、御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、標題の件につきましては、令和 7 年 1 月 14 日付厚生食監発 0114 第 2 号に基づき、貴協議会より御回答いただいたところです。

内容を確認したところ、一部追加で確認したい事項がありましたので、改めて別添について 3 月 7 日（金）までに御回答いただけますよう、お願いします。

なお、御提出いただいた文書については、今後、食品安全委員会プリオン専門調査会における調査審議及び評価書作成の資料として活用・公表される予定であることを申し添えます。

厚生食監発 0226 第 1 号
令和 7 年 2 月 26 日

全国食肉事業協同組合連合会会長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

牛脊柱の喫食(ばく露)状況に関する実態等について(追加照会)

平素より食品安全行政の推進に御理解、御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、標題の件につきましては、令和 7 年 1 月 14 日付厚生食監発 0114 第 2 号に基づき、貴連合会より御回答いただいたところです。

内容を確認したところ、一部追加で確認したい事項がありましたので、改めて別添について 3 月 7 日(金)までに御回答いただけますよう、お願いします。

なお、御提出いただいた文書については、今後、食品安全委員会プリオン専門調査会における調査審議及び評価書作成の資料として活用・公表される予定であることを申し添えます。